

○胎内市軽自動車税減免要綱

令和2年7月20日
告示第91号

(趣旨)

第1条 この告示は、[胎内市税条例\(平成17年条例第51号。以下「条例」という。\)](#)第78条及び第79条に規定する軽自動車税の種別割の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(生活扶助を受ける者に対する減免)

第2条 [条例第78条第1項第1号](#)に規定する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等のうち必要と認めるものは、福祉事務所長が特別に認める軽自動車等とする。

(公益による減免)

第3条 [条例第78条第1項第2号](#)に規定する公益のために直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものは、[次の各号](#)のいずれかに該当する軽自動車等とする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を行う者が所有(所有権留保付売買における買主の場合を含む。)する軽自動車等であって、当該事業を利用する身体障害者等(身体障害者、精神障害者及び知的障害者をいう。)の送迎のために専ら使用するもの
- (2) 社会福祉法人である社会福祉協議会が所有する軽自動車等で、援護又は更生を要する者の援助の用に供するもの
- (3) 国又は地方公共団体がリース契約により直接使用する軽自動車等であって、当該リース契約における賃借料に軽自動車税(種別割)相当分を含まないもの
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が公益のため直接専用すると認めたもの

(天災その他特別の事情による減免)

第4条 [条例](#)78条第1項第3号に規定する天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする軽自動車等のうち必要と認めるものは、[次の各号](#)のいずれかに該当する軽自動車等とする。

- (1) 震災、風水害、雪害、火災その他自然現象の異変による災害により使用不能となったもの
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が公平性の観点から特別の事情により減免するべきと認めるもの

(身体障害者等に対する減免)

第5条 [条例第79条第1項第1号](#)に規定する軽自動車等のうち必要と認めるものは、[次の各号](#)のいずれかに該当する軽自動車等とする。

- (1) 身体障害者([条例第79条第1項第1号](#)に規定する身体障害者をいう。以下同じ。)が所有(所有権留保付売買における買主が身体障害者の場合を含む。)する軽自動車等で当該身体障害者本人が運転するもの(所有者が身体障害者と生計を一にする者(以下「同一生計者」という。)であり、かつ、使用者が当該身体障害者である場合も含む。)
- (2) 身体障害者等([条例第79条第1項第1号](#)に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢が18歳未満のもの、療育手帳の交付を受けている者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者にあつては、同一生計者が所有するものを含む。)であつて、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために6月以上継続して週1日以上又は月4日以上使用するもので、同一生計者が運転するもの
- (3) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等であつて、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために1年以上継続して週3日以上使用するもので、当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

(身体障害者等の範囲)

第6条 [前条各号](#)に規定する身体障害者等の範囲は、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、[別表第1](#)の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ[同表](#)の中欄及び右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、[別表第2](#)の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ[同表](#)の中欄及び右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表の第1号表の2又は同表の第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの
- (3) 療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第3の1(1)に定める重度の障害を有するもの(療育手帳に「A」判定の表示があるもの)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (車両の構造上の減免)

第7条 [条例第79条第1項第2号](#)に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等のうち必要と認めるものは、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 車椅子の昇降装置又は固定装置を装備しているもの
- (2) 浴槽を装備しているもの
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長がその構造が専ら身体障害者等の利用に供するものと認めたもの

(減免申請の添付書類)

第8条 減免を受けようとする者は、減免の申請をする際に、[次の表](#)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

| 減免の区分 | 減免を必要とする事由を証する書類 |
|--|---|
| 第2条 に係るもの(生活扶助を受ける者に対する減免) | 1 自動車検査証の写し 2 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書 3 その他市長が必要と認める書類 |
| 第3条 に係るもの(公益による減免) | 1 自動車検査証の写し 2 団体・法人等の規約、定款の写し(第1号に該当する場合に限る。) 3 リース契約書の写し(第3号に該当する場合に限る。) 4 その他市長が必要と認める書類 |
| 第4条 に係るもの(天災その他特別の事情による減免) | 1 自動車検査証の写し 2 罹災証明等、申請事由が事実であることが分かる書類 3 その他市長が必要と認める書類 |
| 第5条 に係るもの(身体障害者等に対する減免) | 1 自動車検査証の写し 2 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し 3 運転する者の運転免許証の写し 4 その他市長が必要と認める書類 |
| 第7条 に係るもの(車両の構造上の減免) | 1 自動車検査証の写し 2 構造を確認できる書類の写し又は写真 3 その他市長が必要と認める書類 |

(減免の制限)

第9条 [条例第79条第1項第1号](#)の規定により減免することができる軽自動車等は、1人の身体障害者等について、自動車又は軽自動車等のいずれか1台とし、自動車検査証に事業用と記載されているものを除くものとする。

(減免の額)

第10条 [条例第78条](#)及び[第79条](#)の規定による減免の額は、軽自動車税の種別割の全額とする。

(減免の承認)

第11条 市長は、減免の可否を決定したときは、その結果を文書により納税義務者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月6日告示第96号)

この告示は、令和2年8月6日から施行する。

別表第1(第6条関係)

| 障害の区分 | | 身体障害者本人が運転する場合の障害の級別 | 身体障害者等の同一生計者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する場合の障害の級別 |
|--------------------------|------|------------------------------------|---|
| 視覚障害 | | 1級から4級まで | |
| 聴覚障害 | | 2級及び3級 | |
| 平衡機能障害 | | 3級 | |
| 音声機能障害 | | 3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。) | |
| 上肢不自由 | | 1級及び2級 | |
| 下肢不自由 | | 1級から6級までの各級。ただし、7級が2以上ある場合は、6級とする。 | 1級から3級まで |
| 体幹不自由 | | 1級から3級までの各級及び5級 | 1級から3級まで |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級 | |
| | 移動機能 | 1級から6級まで | 1級から3級まで |
| 心臓機能障害 | | 1級及び3級 | |
| じん臓機能障害 | | 1級及び3級 | |
| 呼吸器機能障害 | | 1級及び3級 | |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | 1級及び3級 | |
| 小腸機能障害 | | 1級及び3級 | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から3級まで | |
| 肝臓機能障害 | | 1級から3級まで | |

別表第2(第6条関係)

| 特別項症から第3項症までの各項目障害の区分 | 身体障害者等本人が運転する場合の障害の程度 | 身体障害者等の同一生計者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する場合の障害の程度 |
|-----------------------|-----------------------|---|
| 視覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項目 | |
| | | |

| | | |
|---------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 聴覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 | |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 | |
| 音声機能障害 | 特別項症から第2項症までの各項症(咽頭摘出に係るものに限る。) | |
| 上肢不自由 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| 下肢不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 | 第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 体幹不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 | 第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 心臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| じん臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| 呼吸器機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| 小腸機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |

備考 戦傷病者手帳を所持する者で身体障害者手帳の交付を受けている場合

- (1) 戦傷病者手帳により申請するものについては、身体障害者手帳の所持を確認し、当該年度の賦課決定による税額につき既減免の有無を確認する。
- (2) 戦傷病者手帳及び身体障害者手帳を所持する場合の「障害の区分」の判定は、申請するものにとって有利な方で行う。
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、軍人、準軍人及び軍属に限り当該戦傷病者手帳の「障害の程度」の「傷病恩給等の種別」欄に「恩給法」と記載されているものについては、[次表](#)の上欄に掲げる障害の程度に読み替えて判定する。

| 種別 | 障害の程度 | | | | |
|----------------------------|-------|------|------|------|------|
| | 第7項症 | 第1款症 | 第2款症 | 第3款症 | 第4款症 |
| 恩給法(昭和28年法律第155号による改正前の法律) | | | | | |
| 恩給法(昭和28年法律第155号による改正後の法律) | 第1款症 | 第2款症 | 第3款症 | 第4款症 | 第5款症 |